

新潟県中越地震学生団体等支援助成金要綱

(目的)

第1条 この助成金は、特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー(以下、当法人という。)及びその前身である関学学習指導会が、阪神・淡路大震災で被災した児童等を支援するために設置した基金を原資にしたものであり、新潟県中越地震被災地において被災した児童等を支援する学生団体等に対して、助成を行い、もって新潟県中越地震で被災した児童等への継続的な支援と被災地の復興を目指すためのものである。

2 この助成金の交付について、必要なことは本要綱において定める。

3 この助成金については、当法人常務会(以下、常務会という。)がこれを所管し、本要綱に定めのない事項については、常務会がこれを定める。

(助成の内容)

第2条 この助成金は、2004年10月23日に発生した新潟県中越地震で被災した児童又は生徒(以下、被災児童等という。)に対して、支援活動を行っている学生団体等に対し、交付する。

2 助成金の金額は、年間100,000円とし、原則として2年間にわたり、交付する。

3 特別の事由がある場合、常務会はその議決により助成金の金額又は交付期間を変更することができる。

(助成対象団体)

第3条 この助成金は、次に定める条件をすべて満たす団体を対象とする。

(1) 被災児童等に対して継続的な支援活動を行い、今後もそれを継続する意志があること

(2) 団体の主たる構成員が学生又はそれに準じる者であること

(3) 団体の主たる構成員が新潟県中越地震被災地又はその近隣に居住していること

(4) 定款又は会則等を規定し、組織の代表、意思決定の方法、その他団体として必要な事項が定められていること

(5) 予算及び決算が適正に定められ、予算書及び決算書が作成されていること

(6) 営利活動を主たる目的とはしていないこと

(7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とはしていないこと

(8) 団体の構成員が暴力団に属し、又は団体が暴力団の統制下にあるものではないこと

(助成金の使途)

第4条 この助成金は、団体の事業費又は管理費として用いるものとする。

(助成金交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする団体は、常務会が定める申請書にあわせて、次に定める書類を添付して、常務会が定める期日までに当法人理事長(以下、理事長という。)に提出するものとする。

(1) 定款又は会則等の団体の基本となる規程

(2) 団体の代表者及び役員の名簿

(3) 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書(当該年度)

(4) 団体の年間活動報告書及び年間収支計算書(前年度)

(5) その他、当法人理事長が必要と認めた書類

(選考)

第6条 常務会は、助成金を交付すべき団体を選考するため、選考基準を定め、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、助成金の交付を申請した団体につき、申請書及び添付書類並びに必要な調査を行い、助成金の交付の可否及びその優先順位を決定し、常務会に報告する。

(助成金交付決定)

第7条 常務会は、選考委員会の審査結果を踏まえ、助成金を交付すべき団体を決定する。

2 常務会は、前項により助成金の交付決定を行う場合、当該助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、交付決定に際し、条件を付することができる。

3 理事長は、本条に定める助成金交付決定がなされた場合、速やかに当該団体に対し、その旨を通知しなければならない。

(助成金交付申請の取り下げ)

第8条 前条に定める助成金交付決定の通知を受けた団体は、決定の通知を受けた日の翌日から15日以内に助成金交付申請を取り下げることができる。

2 前項の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金を交付することが決定した団体は、その決定通知を受けてから速やかに理事長に対し、助成金の請求を行わなければならない。

2 理事長は、前項に定める助成金の請求を受けた場合、速やかに現金又は振込により、助成金を交付しなければならない。

(助成内容の変更、中止又は廃止)

第10条 助成金交付を受けた団体(以下、助成団体という。)は、申請書に明記した活動が計画通りに行えない場合には、速やかにその変更を届け出なければならない。

2 前項に定める変更が、当初の申請書の内容と著しく相違する場合は、常務会はその議決により、助成金の取り消し又は減額を行い、すでに交付した助成金の返還を求めることができる。

(実績報告及び調査)

第11条 助成団体は、助成を受けた年度毎に、理事長に対し、常務会が定める書式により、実績報告を行わなければならない。

2 理事長は、必要があると認めた場合、助成団体の活動又はその収支の状況につき、調査することができる。

3 助成団体は、前項に基づく調査があった場合、それに協力しなければならない。

(助成金交付決定の取り消し)

第12条 常務会は、助成団体が次に定める事項に該当する場合は、その議決により、助成金

の取り消し又は減額を行い、すでに交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金交付申請書に記載した活動を中止又は廃止したとき(ただし、第 1 0 条に基づき変更を届け出、常務会がこれを承認した場合はこの限りではない。)
- (3) 助成団体又はその構成員に公序良俗に反する行為があったとき
- (4) 本要綱に定める事項又は常務会の決定に対し違反があったとき

(助成金の返還)

第 1 3 条 本要綱の規定により、助成金の取り消し又は減額が決定されて場合、理事長はその決定があった翌日から 1 5 日以内に、当該団体に対し、当該取り消し又は減額に係る部分の返還の請求をしなければならない。

2 前項に定める決定を受けた団体は、その請求を受けた日から 1 5 日以内に請求に定める額を返還しなければならない。

3 常務会は、やむを得ない事由がある場合、その議決により、助成金の返還の期限を猶予することができる。

(遅延利息)

第 1 4 条 助成団体は、前条の規定により、助成金の返還を請求された場合、前条第 2 項に定める返還期日までに返還を行わない場合、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を当法人に支払わなければならない。

2 常務会は、やむを得ない事由がある場合、その議決により、遅延利息の支払いを免除することができる。

(帳簿の備え付け)

第 1 5 条 助成団体は、当該助成金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、且つ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成が完了した年度の翌年度から 1 0 年間保存しなければならない。

(紛争の解決)

第 1 6 条 この助成金に関する紛争については、当法人及び団体が信義に基づき誠実に円満な解決に努めなければならない。

2 この助成金に関する訴訟については、神戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(事務局)

第 1 7 条 この助成金に関する事務は、当法人事務局がこれを行う。

(附則)

第 1 8 条 この要綱は、当法人理事会の議決により成立する。

2 本要綱の改廃は、当法人理事会の議決に基づく。